四　第四条第二項第一号に掲げる指定脱炭素化再生資源利用促進製品の製造をその事業の用に供するために発注する事業者（以下「製造発注事業者」という。）が行う事業及び当該指定脱炭素化再生資源利用促進製品に入れられ、又は当該指定脱炭素化再生資源利用促進製品で包まれた商品の販売（製造発注事業者が自ら輸入したものの販売に限る。次号において同じ。）の事業に係るものについては、次のイからニまでに掲げる事業ごとにそれぞれ当該イからニまでに定める主務大臣

イ　たばこ事業、塩事業又は酒類業　財務大臣

ロ　医薬品小売業　厚生労働大臣

ハ　農業、林業、漁業、水産養殖業、食料品製造業、清涼飲料製造業、茶・コーヒー製造業、飲食料品卸売業、飲食料品小売業、飲食店又は持ち帰り・配達飲食サービス業　農林水産大臣

ニ　イからハまでに掲げる事業以外の事業　経済産業大臣

五　第四条第二項第二号から第六号までに掲げる指定脱炭素化再生資源利用促進製品の製造の事業、製造発注事業者が行う事業及び販売の事業に係るものについては、経済産業大臣

第三十一条第四項中「第三十九条第一項第四号から第六号まで」を「第六十五条第一項第四号から第七号まで」に、「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第三十九条第一項第六号」を「第六十五条第一項第七号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第三十九条第一項第五号」を「第六十五条第一項第六号」に改め、同項第一号中「別表第六の上欄」を「別表第六の一から四までの項の上欄」に、「の事業及び当該指定再資源化製品であって自ら輸入したものの」を「及び」に改め、同項第三号中「の事業及び当該製品であって自ら輸入したものの」を「及び」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「の事業及び当該製品であって自ら輸入したものの」を「及び」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　別表第六の五の項の上欄に掲げる指定再資源化製品の製造及び販売の事業に係るものについては、財務大臣、経済産業大臣及び環境大臣

第三十一条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第六十五条第一項第五号に定める事項についての主務大臣は、次のとおりとする。

一　別表第三の上欄に掲げる指定省資源化製品の製造及び設計の事業に係るものについては、経済産業大臣及び環境大臣

二　第四条第二項第一号に掲げる指定脱炭素化再生資源利用促進製品の製造及び設計の事業に係るものについては、経済産業大臣及び環境大臣

三　第四条第二項第一号に掲げる指定脱炭素化再生資源利用促進製品の製造発注事業者が行う事業に係るものについては、次のイからニまでに掲げる事業ごとにそれぞれ当該イからニまでに定める主務大臣

イ　前項第四号イに掲げる事業　経済産業大臣、環境大臣及び財務大臣

ロ　前項第四号ロに掲げる事業　経済産業大臣、環境大臣及び厚生労働大臣

ハ　前項第四号ハに掲げる事業　経済産業大臣、環境大臣及び農林水産大臣

ニ　前項第四号ニに掲げる事業　経済産業大臣及び環境大臣

四　第四条第二項第二号から第六号までに掲げる指定脱炭素化再生資源利用促進製品の製造及び設計の事業に係るものについては、経済産業大臣及び環境大臣

五　別表第四の一から三十四まで、三十八から四十七まで及び五十の項の上欄に掲げる指定再利用促進製品の製造及び設計の事業に係るものについては、経済産業大臣及び環境大臣

六　別表第四の三十五から三十七まで、四十八及び四十九の項の上欄に掲げる指定再利用促進製品の製造及び設計の事業に係るものについては、経済産業大臣、環境大臣及び厚生労働大臣

第三十一条に次の一項を加える。

6　法第三十条第三項、第三十四条、第三十八条第二項、第四十条第二項及び第四十五条における主務省令は、それぞれ第二項に規定する主務大臣の発する命令とし、法第五十四条第二項第十号並びに第三項第一号及び第二号における主務省令は、それぞれ第三項に規定する主務大臣の発する命令とする。

第三十一条を第四十二条とする。

第三十条中「第三十七条第五項」を「第六十三条第七項」に改め、同条を第四十一条とする。

第二十九条第一項中「第三十七条第四項」を「第六十三条第六項」に改め、「対し、その製造又は販売」の下に「（指定再資源化事業者が自ら輸入したものの販売に限る。以下この条及び第四十二条第三項において同じ。）」を加え、同条第二項中「第三十七条第四項」を「第六十三条第六項」に改め、同条を第四十条とする。

第二十八条第一項中「第三十七条第二項」を「第六十三条第二項」に改め、「その製造又は販売」の下に「（指定表示事業者が自ら輸入したものの販売に限る。以下この条並びに第四十二条第一項第九号、第十一号、第十三号及び第十五号から第十八号までにおいて同じ。）」を加え、同条第二項中「第三十七条第二項」を「第六十三条第二項」に改め、同条を第三十九条とする。

第二十七条第一項中「第三十七条第二項」を「第六十三条第二項」に改め、「その製造又は販売」の下に「（指定再利用促進事業者が自ら輸入したものの販売に限る。以下この条及び第四十二条第一項第六号において同じ。）」を加え、同条第二項中「第三十七条第二項」を「第六十三条第二項」に改め、同条を第三十八条とする。

第二十六条第一項中「第三十七条第二項」を「第六十三条第二項」に改め、「その製造又は販売」の下に「（指定省資源化事業者が自ら輸入したものの販売に限る。以下この条及び第四十二条第一項第一号において同じ。）」を加え、同条第二項中「第三十七条第二項」を「第六十三条第二項」に改め、同条を第三十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

第三十七条　主務大臣は、法第六十三条第二項の規定により、指定脱炭素化再生資源利用促進事業者に対し、その製造又は販売に係る指定脱炭素化再生資源利用促進製品に係る業務の状況につき、次の事項に関し報告させることができる。

一　当該指定脱炭素化再生資源利用促進製品の種類及び数量その他当該指定脱炭素化再生資源利用促進製品の製造又は販売の業務に関する事項

二　当該指定脱炭素化再生資源利用促進製品に係る脱炭素化再生資源の利用の促進のための構造の改善その他脱炭素化再生資源の利用の促進に関する事項

2　主務大臣は、法第六十三条第二項の規定により、その職員に、指定脱炭素化再生資源利用促進事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、その製造に係る指定脱炭素化再生資源利用促進製品、当該指定脱炭素化再生資源利用促進製品の製造のための設備及びその関連施設、その販売に係る指定脱炭素化再生資源利用促進製品並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

第二十五条中「第三十七条第一項」を「第六十三条第一項」に改め、同条を第三十五条とする。

第二十四条の前の見出しを削り、同条中「第三十七条第一項」を「第六十三条第一項」に改め、同条を第三十四条とし、同条の前に見出しとして「（報告及び立入検査）」を付する。

第二十三条中「第三十六条第三項」を「第六十二条第三項」に改め、同条を第三十三条とする。

第二十二条中「第三十六条第一項」を「第六十二条第一項」に改め、同条を第三十二条とする。

第二十一条中「第三十三条第三項」を「第五十九条第三項」に改め、同条を第三十一条とする。

第二十条中「第三十三条第一項」を「第五十九条第一項」に、「自ら輸入したものの販売台数」を「販売台数（指定再資源化事業者が自ら輸入したものの販売台数に限る。以下この条及び別表第六において同じ。）」に改め、同条を第三十条とする。